

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

広川町は、福岡県の南部に位置し、自然豊かな環境により農業が基幹産業である一方、町の中央を国道3号と九州縦貫自動車道が走り、広川インターチェンジ周辺の広川中核工業団地や久留米・広川新産業団地は全区画に企業が進出し、交通の利便性と相まって、都市化、宅地化も進んでいる。町の産業は多岐にわたり、工業団地・産業団地では立地を生かして精密機械や農業用製品、食料品等をはじめとする製造業、運輸業が中心となり、一方では肥沃な土地を利用して、果物を主とした農業が盛んである。また、久留米絹の織元が数多く残る絹の産地であり、絹やすだれなどの伝統工芸も引き継がれている。

人口は令和2年国勢調査で19,969人となり平成27年調査時より214人減少となった。

また、この10年間において65歳以上の老齢人口が23.7%から30.1%へ上昇、生産年齢人口が61.4%から55.0%へと減少しており、高齢化の進行と働き手の不足は今後の町の経済発展に影響を与えていくことが考えられる。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに入手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、独自の取り組みとして企業誘致条例による奨励金の交付や、小規模事業者支援対策事業補助金の創設等を講じているが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、入手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本計画の着実な推進と町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広川町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が広川町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全種類とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広川町の産業は、広川インターチェンジ周辺を中心に、平坦地から山間地まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、広川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広川町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が広川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資する見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間いずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした、又はそれに繋がる先端設備等導入計画については、雇用の安定を損なうおそれがあるため、認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない。
- ③ 事務所等がない敷地に全量売電を目的に設置する太陽光発電事業等は、町内への経済波及効果及び雇用の創出が希薄であることから認定の対象としない。